

国税庁「電子帳簿保存法一問一答」 お問合わせの多いご質問のあらまし ～ 令和3年11月12日 公表の概要 ～

GTM ニュース—税務実務—（令和3年11月1日号）では、令和3年度の税制改正で令和4年1月1日から施行される「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」について、適用に当たって留意すべき事項等のポイントについての情報をお届け致しました。

国税庁では、新制度の円滑な導入に向けての情報、資料の提供がなされており、制度の概要及び手続規定の細部にわたるQ&A（一問一答）について、公表後に問い合わせの多い事項に関して、追加のQ&Aや公表済みのQ&Aに対する補足説明を11月に公表しております。内容は、「ダウンロードの求め」のデータの形式、「タイムスタンプ」の代替措置、「紙と電子データの重複」など、改正により要件が緩和された項目についての追加的な確認事項や留意事項の説明に加えて、「青色申告の承認の取消し」についての補足的説明なども含まれております。私どもでは本ニュースで、そのなかでも主要な項目と考える内容について情報をお届けいたします。

なお、「電子帳簿保存法一問一答」は、【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】及び【電子取引関係】に分かれておりますので、各区分に共通するQ&Aについては、その旨を注記しております。

I 【電子帳簿等保存】に関する追加問答の主な項目

【電子計算機を使用して作成する帳簿】関係（ダウンロードの求め）

「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出の際のデータの形式や並び順について決まりがあるのでしょうか。

また、保存媒体自体についても提示・提出の必要があるのでしょうか。

※GTM ニュース前回数該当箇所：P.3「電子帳簿の保存要件の概要」表の最下段

【回答】

税務調査の際に税務職員が確認可能な状態で提供されれば、形式や並び順は問いませんが、通常出力できるであろうファイル形式で提供する必要があります。

また、「ダウンロードの求めに応じることができるようにしておく場合」には、保存媒体の提示・提出に応じることができるようにしておくことまでは含まれていませんが、その保存媒体についても、質問検査に基づく確認の対象となる場合があります。

（注）後掲【スキャナ保存】及び【電子取引】についても同様です。

【解説】

データのダウンロードを求める際には、通常出力が可能な範囲で税務職員が出力形式を指定することもあります。が、「出力可能な形式でダウンロードを求めたにも関わらず、検索性等に劣るそれ以外の形式で提出された場合」には、その「ダウンロードの求めに応じることができるようにしていた」ことにはなりません（法令解釈通達 4-14 参照）。保存要件を充足するためには、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要がありますが、その内容について並び順等に関する統一的なきまりがある訳ではありません。

なお、「ダウンロードの求め」は、保存媒体自体の提示・提出までを求めるものではありませんが、税務調査の際には、質問検査権に基づき、保存媒体の確認を行う場合もあるので、注意してください。

Ⅱ 【スキャナ保存】に関する追加問答の主な項目

【タイムスタンプ】 関係（代替措置）

「タイムスタンプの付与要件に代えて入力期間内に訂正削除履歴の残るシステムに格納することとする場合」には、例えば他社が提供するクラウドサービスにより保存を行い、当該クラウドサービスについての客観的な時刻証明機能を備えている必要があるとのことですが、自社システムで満たすことは可能でしょうか。

※GTM ニュース前月号該当箇所：P.4「《改正後》②」第3ポツ目

【回答】

時刻証明機能を他社へ提供しているベンダー企業以外は、自社システムによりタイムスタンプ付与の代替要件を満たすことはできないと考えられます。

【解説】

「自社システムについては、保存された時刻の記録についての非改ざん性を完全に証明することはできないため」、法令解釈通達 4-28 が求めるように保存日時が客観的に担保されている場合に該当しないことから、原則自社システムで当該要件を満たすことはできません。

ただし、「時刻証明機能を備えたクラウドサービス等を他社へ提供しているベンダー企業等の場合」には、「サービスの提供を受けている利用者（第三者）との関係性から当該システムの保存時刻の非改ざん性が認められることから、自社システムであっても例外的に客観性を担保できる」と考えられます。

したがって当該サービスを提供しているベンダー企業以外で「自社システムを使用して保存要件を充足しようとする場合」には、代替要件によらず「タイムスタンプを付与すること」が必要と考えられます。

【検索機能】 関係

検索要件の記録項目である「取引金額」については消費税の税抜、税込どちらにすべきでしょうか。

【回答】

帳簿の処理方法（税込経理/税抜経理）に合わせるべきと考えられますが、受領した国税関係書類に記載されている取引金額を検索要件の記録項目とすることとしても差し支えありません。

（注）後掲【電子取引】についても同様です。

【解説】

「検索機能の確保の要件」は、税務調査の際に必要なデータを確認することを可能とし、調査の効率性の確保に資するために設けられているものです。また、税務調査では、帳簿の確認を基本とし、帳簿に関連する書類や取引情報の確認を行っていくことが想定されますので、「基本的には帳簿と同じ金額で検索できるようにしておくべき」でしょう。

【検索機能】 関係

例えば単価契約のように、取引金額が定められていない契約書や見積書については、検索要件おける「取引金額」をどのように設定すべきでしょうか。

【回答】

記載すべき金額がない書類については、「取引金額」を空欄又は0円と記載することで差し支えありません。ただし、空欄とする場合でも空欄を対象として検索できるようにしておく必要があります。

(注) 後掲【電子取引】についても同様です。

【検索機能】 関係 (索引簿)

電子取引の方法で認められているような索引簿による方法について、スキャナ保存についても適用は可能でしょうか。また、適用が可能な場合に、電子取引のものと兼ねた一覧表や保存システムによることも可能でしょうか。

【回答】

一覧表を作成し、個々の保存ファイル名と対応させること（いわゆる索引簿方式）により検索機能を確保する方法はスキャナ保存についても適用して差し支えありません。また、スキャナ保存と電子取引に係る取引情報に係る電磁的記録の存在について、同じ索引簿や保存システムを使用することとしている場合であっても、明瞭な状態で確認でき、速やかに出力できれば問題ありません。

一方で、スキャナ保存を行う場合には、スキャンしたデータのバージョン管理等その他の要件を満たす必要があることに留意してください。

【その他】 関係 (留意事項)

電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、一度、出力して書面にしたものを、スキャナ保存することは認められますか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面について、スキャナ保存することは認められません。

(注) 後掲【電子取引】についても同様です。

【解説】

令和3年度税制改正においては、真実性確保のための要件（改ざん防止要件）が課されていない出力書面等は、他社から受領した電子データとの同一性が必ずしも十分に確保できているとは言えないので、出力書面等による保存措置が廃止されました。したがって、他者から受領した電子データを書面等に出力して保存することは、電子帳簿保存法や他の税法に基づきませんので、当然、その「出力書面等は電子帳簿保存法に基づくスキャナ保存の対象とはなりません」。

ただし、電子帳簿保存法に従った電子データの保存が適切に行われている前提で、それとは別に各納税者が社内経理の便宜などのために書面等への出力を行うことや、スキャナで読み取ることなどの処理を行うこと自体を禁止するものではありません。

Ⅲ 【電子取引】に関する追加問答の主な項目

【制度の概要等】 関係（紙と電子データの重複）

電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときでも、電子データを保存する必要がありますが。

【回答】

電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りる。ただし、書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が電子データに含まれている等その内容が同一でない場合には、いずれについても保存が必要になります。

【解説】

取引において、通常、請求書は一つですから、正本・副本がある場合はその正本を保存すれば足りると考えられます。ただし、書面で受領した取引情報に加えて、その詳細をメール本文で補足している場合等、当該電子データに正本を補完するような取引情報が含まれている場合等には、正本である書面の保存に加えて、電子データの保存も必要になると考えられます。

【保存方法】 関係（EDIの保存方法）

EDI取引を行った場合、取引データそのものを保存する必要があるでしょうか、それともEDI取引項目を他の保存システムに転送し、PDFデータ等により保存することも可能でしょうか。

※EDI（Electronic Data Interchange）：商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組み

【回答】

データそのものに限らず、当該EDIデータについて、取引内容が変更される恐れのない合理的な方法により編集されてデータにより保存することも可能と考えられます。

【解説】

取引を行った場合に、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないと規定されていますが、必ずしも、相手方とやり取りしたデータそのもののみしか保存が認められないとは解されません。

例えば、EDIの取引データをXMLデータでやりとりしている場合において、当該XMLデータを一覧表としてエクセル形式に変換して保存する場合には、その過程において取引内容が変更される恐れがなく合理的な方法により編集したものと考えられるため、当該エクセル形式のデータによる保存も認められると考えられます。

なお、授受したデータを手動により転記して別形式のデータを作成する場合には、取引内容の変更可能性があることから、当該別形式のデータは合理的に編集したものに当たらないものと考えます。

【検索機能】 関係（メールの保存方法）

自社のメールシステムでは受領した取引情報に係る電子データについて検索機能を備えることができません。その場合に、メール内容を PDF 等にエクスポートし検索機能等を備えた上で保存する方法でも認められますか。

【回答】 認められます。

【解説】

当該メールに含まれる取引情報が失われないのであれば、メールの内容等を PDF 等にエクスポートするなど合理的な方法により編集したもので保存することとしても差し支えありません。

Ⅳ 「電子帳簿保存法一問一答」に関する補足説明の主な項目

令和3年7月に公表された「電子帳簿保存法一問一答」（合わせて159問あります）は、令和3年度の改正が抜本的なものでしたので数多くの項目がありましたが、今回の公表項目は基本的内容では無く、例えば【電子取引】において「青色申告の承認の取消対象になる」場合などについての補足的な説明項目ですが、ご理解のために当初の「一問一答」も併せて掲載し、情報をお届けいたします。

※なお標題には当初の「問答」の区分と番号を記載いたしました。

【電子取引】 問 24

電子取引の取引情報に係る電磁的の保存に当たり、規則第4条第1項4号に規定する「正当理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の処理規定」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規定を整備すればよいのでしょうか。

※GTM ニュース前月号該当箇所：P.5「電子取引の保存要件の概要」真実性の要件④

【回答】

規則第4条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規定」は、当該規定によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保する観点から必要な措置として要件とされたものです。

この規定については、どこまで整備すればデータ改ざん等の不正を防ぐことができるのかについて、事業規模等を踏まえて個々に検討する必要がありますが、必要となる事項を定めた規定としては、例えば次のようなものが考えられます。

なお、規定に沿った運用を行うに当たっては、業務ソフトに内蔵されたワークフロー機能で運用することとしても差し支えありません。

（注）以下、処理規定の例のうち第6条のみ掲載しました。

（対象となるデータ）

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼書
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

【補足説明】

「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規定」の法人の例において、第6条に対象となるデータの項目がありますが、取引先等とデータでやりとりしたもののうち、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）が含まれるデータについては、全て要件に従ってデータのまま保存していただく必要がありますのでご注意ください。

【電子取引】 問 34

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存する際の要件のうち、検索機能の確保の要件が不要とされる場合の、「判定期間に係る基準期間の売上高が1,000万円以下の場合」とは、どのように判断すればよいのでしょうか。

※GTM ニュース前月号該当箇所：P.5「電子取引に係るデータ保存の要件の見直し・保存方法の適正

【回答】

個人事業者については、電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間の売上高、法人については、電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度の売上高が1,000万円を超えるかどうかで判断します。

なお、売上高が1,000万円を超えるかどうかの判断基準については、消費税法第9条の小規模事業者に係る納税義務の免除の課税期間に係る基準期間における課税売上高の判断基準の例によりますが、例えば、判定期間に係る基準期間がない新規開業者、新設法人の初年（度）、翌年（度）の課税期間などについては、検索機能の確保の要件が不要となります。

【補足説明】

本問では、個人事業者については、電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間の売上高、法人については、電子取引が行われた年の属する事業年度の前々事業年度の売上高が1,000万円を超えるかどうかで判断することと説明されています。

なお、基準期間の売上高が1,000万円以下の場合に検索要件の確保が不要とされるこの措置は、消費税法第9条（小規模事業者に係る納税義務の免除）の内容を勘案して定められたものであることから、売上高が1,000万円を超えるかどうかを判定する基準期間については、消費税法の場合と同様の方法で判断することとなります。したがって、基準期間が1年でない法人については、基準期間の売上高を基準期間に含まれる事業年度の月数で除し、これに12を乗じて算出した金額を用いて1,000万円を超えるかどうかで判断します。また、本問で例示しているとおり、基準期間がない新規事業者・新設法人の初年（度）及び翌年（度）の判定期間については、検索機能の確保が不要となるほか、組織変更等の場合の判定期間の取扱いについては、消費税法の場合と同様の方法で判断することとなります。

【電子取引】 問 42

電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、保存要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存していますが、これでは保存義務を果たしていることにはならないため青色申告の承認が取り消されてしまうのでしょうか？

※GTM ニュース前回号該当箇所：P.6「電子取引の手続に関する Q&A」2 例目

【回答】

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、その電磁的記録を出力した書面等による保存をもって、当該電磁的記録の保存に代えることはできません。

したがって、災害等による事情がなく、その電磁的記録が保存要件に従って保存されていない場合は、青色申告の承認の取消対象となり得ます。

なお、青色申告の承認の取消しについては、違反の程度等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上、その適用を判断しています。

また、その電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面等を保存している場合については、その電磁的記録や書面等は、国税間書類以外の書類とみなされません。

ただし、その申告内容の適正性については、税務調査において、納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなります。

【補足説明】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務に関する今般の改正を契機として、電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかと問い合わせがあります。

これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

【ご留意事項】

- ・今号では加算税の加重・軽減に係る項目等の掲載を省略しておりますので、詳細は下記「お問合せの多いご質問」（令和3年11月）をご参照ください。

〔引用参考文献〕

- ・国税庁 HP「電子帳簿保存法」特設サイト

「電子帳簿保存法関係」（パンフレット、Q&A、通達、申請書等を参照できます。）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

「電子帳簿保存法が改正されました」（令和3年5月）

「電子帳簿保存法 Q&A（一問一答）～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～」

（令和3年7月）

【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】，【スキャナ保存関係】，【電子取引関係】

「お問合わせの多いご質問」（令和3年11月）」

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf>

〔担当窓口〕 GTM グループ 会計税務相談室 E-mail gtm@gtmri.co.jp